

仕様書番号	R 8 — 4 9
作成年月日	令和 8 年 7 月 3 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

南 5 号 建 物 内 装 工 事

工事名称	南 5 号建物内装工事		
図面名称	表 紙		
縮 尺	—	図面番号	1

共 通 仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地における工事について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、本工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。

4 役務材料

- (1) 材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工要領

本仕様書に記載された工法を基準とし、官側と調整のうえ決定する。

6 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

7 工事立会

- (1) 工事完了後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

8 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、受注者側が負担する。

9 後片付け

施工終了に際しては、施工現場の後片付け及び、清掃を実施する。

10 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写し(A～E票)を納期内までに監督官に提出する。

11 完了検査

受注者は、本仕様書の施工を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

工事名称	南5号建物内装工事		
図面名称	共通仕様書 1		
縮 尺	—	図面番号	2

12 施工現場の管理

- (1) 施工現場への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 施工現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 施工現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 施工場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 予定工程表
- (2) 工事日誌
- (3) 打合せ簿
- (4) 工事材料搬入報告書
- (5) 発生材調書
- (6) 施工体制台帳
- (7) その他官側が指示したもの

15 施工写真

受注者は、官側の指示に従い、施工材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

16 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

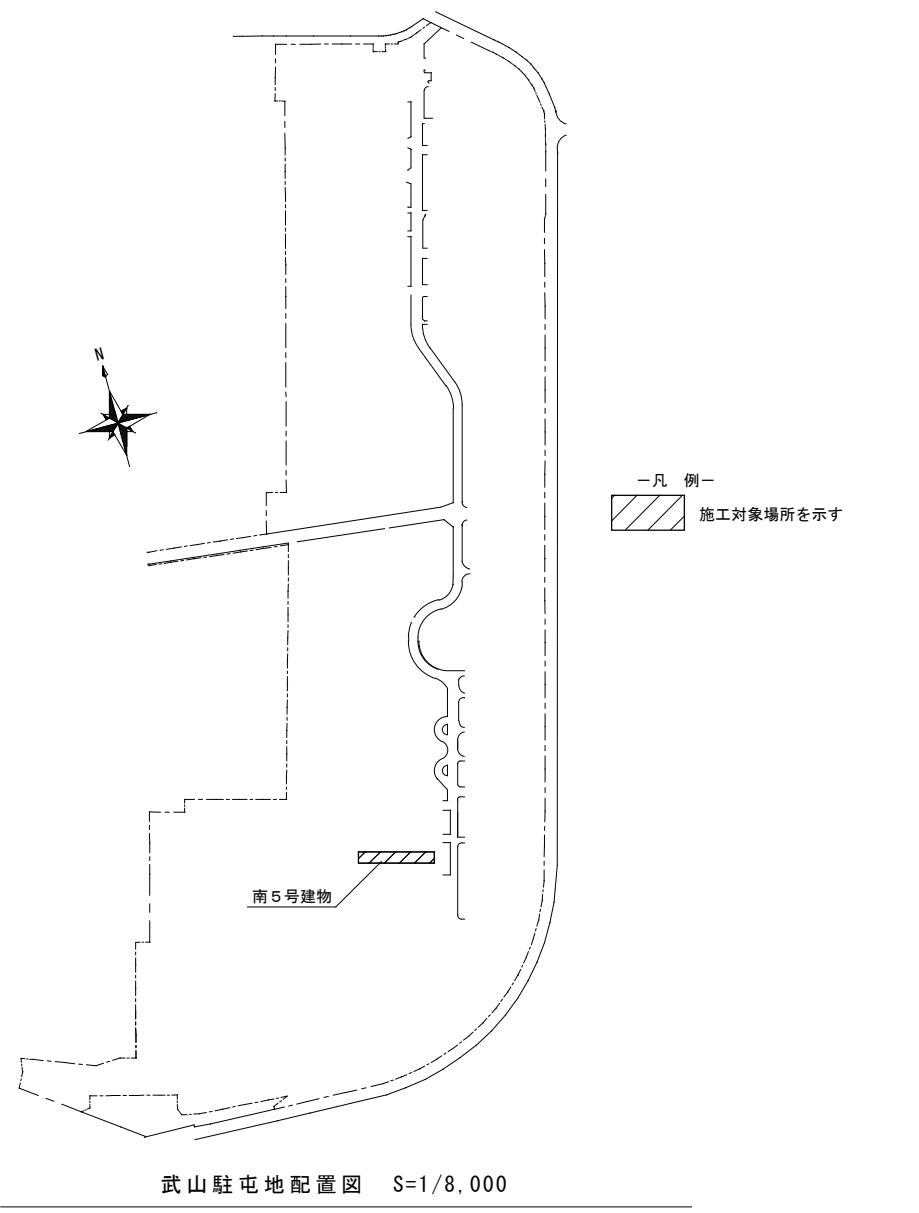
工事名称	南5号建物内装工事		
図面名称	共通仕様書2		
縮尺	—	図面番号	3

特記仕様書

- 1 工事件名 南5号建物内装工事
- 2 工事場所 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 工事概要 点検口撤去・新設 5箇所
天井石膏ボード撤去・新設 350.84㎡
- 4 共通仕様

(1) 適用基準
本工事は、特記仕様及び図面によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
(2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする。
- 5 特記仕様

(1) 仮設工事
ア 本施工の仮設は、墨出、養生、整理清掃後片付け、内部仕上り足場(脚立足場)とする。
イ 墨出、養生及び整理清掃後片付けの範囲は、施工場所とする。
ウ 内部仕上り足場(脚立足場)は建物内作業場所とする。
(2) 建築工事
ア 撤去工事
天井化粧石膏ボード、点検口の撤去を行う。
イ 内装工事
(ア) 天井化粧石膏ボード
化粧石膏ボードは防カビ仕様とし、目透かし張りで設置する。
使用材料：化粧石膏ボード9.5mm □900mm 目透かし6.0mm
(イ) 点検口
化粧石膏ボードは防カビ仕様とする。
使用材料：化粧石膏ボード9.5mm □450mm
ウ アスベスト調査
既設天井化粧石膏ボードの1箇所において検体を採取し、アスベスト分析を行うこと。
分析の結果アスベストが検出された場合早急に監督官へ報告し、養生・撤去作業及び処分の見積を提出すること。
(3) その他
ア 本図面等は参考とし、施工前に現地確認を行い当該施工に必要な材料等は準備すること。
イ 各作業に際し、必要な資格を保有するものが作業を行うこと。
ウ 廃材及び発生材については、監督職員と協議し置場等を決定する。
エ 使用材料については仕様書記載の製品と同等品以上のものとする。
オ 契約後速やかにアスベスト調査を実施すること。
カ アスベスト調査報告後速やかに施工を実施し、実作業を9月30日までに完了させること。
キ 完了検査については、施工完了後検査官の検査を受け提出書類の合格をもって完了検査とする。



工事名称	南5号建物内装工事		
図面名称	特記仕様書		
縮尺	—	図面番号	4

